

### 3 情報公開・個人情報保護審議会諮問書・答申書

#### (1) 条例第60条の規定に基づく個人情報保護制度の改善に関する施策の諮問

情 公 第 5 号

平成24年9月6日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 藤原 静雄 様

神奈川県知事 黒岩 祐治

個人情報を取り扱う事業者の登録制度の見直しの方向性について（諮問）

神奈川県個人情報保護条例に基づく「個人情報取扱業務登録制度」は、平成2年10月1日の条例施行以来、およそ22年が経過しておりますが、個人情報保護法の施行等により、個人情報取扱いに関する「標準的・社会的ルール」の形成やプライバシーマーク制度の普及など、業務登録制度を取り巻く環境は大きく変化しております。

この間、平成22年には貴審議会の前身である神奈川県個人情報保護審議会から、業務登録制度のあり方について抜本的な検討が必要であるとの答申をいただいているところです。

そこで、個人情報を取り扱う事業者の登録制度の見直しの方向性について、貴審議会の御意見を賜りたく、神奈川県個人情報保護条例第60条の規定に基づき、諮問いたします。

答 申 第 24 号  
平成 25 年 11 月 14 日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 藤原 静雄

個人情報を取り扱う事業者の登録制度の見直しの方向性に関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第 60 条の規定に基づき、平成 24 年 9 月 6 日付けで諮問のありました標記の件について、別添のとおり答申します。

## 個人情報を取り扱う事業者の登録制度の見直しについて（答申）の概要等について

### (1) 経過

- ・ 県では、平成2年に、事業者における個人情報の適切な取扱いを促すことを目的として、神奈川県個人情報保護条例に基づき、個人情報を取り扱う事業者の登録制度を創設した。
- ・ その後、個人情報保護法の制定（平成15年）や第三者認証制度であるプライバシーマーク制度の普及など、制度を取り巻く状況に大きな変化が生じてきた。
- ・ そのため、神奈川県個人情報保護審議会から、平成16年3月には、登録制度について、当面は継続運用が適当であるが、個人情報保護法の施行状況等を勘案しながら見直すこと、平成22年1月には、プライバシーマーク制度が一層普及しているため、制度のあり方を抜本的に見直すことなどの答申を得ていた。
- ・ 県としては、当面の対応策を講じながら制度のあり方に関する検討を続け、平成24年9月に神奈川県情報公開・個人情報保護審議会へ登録制度の見直しの方向性について諮問を行い、平成25年11月14日に審議会から答申が出された。

### (2) 制度の概要

- ・ 名 称 : 個人情報取扱業務登録制度（PDマーク）
- ・ 根 拠 : 神奈川県個人情報保護条例第48条～第53条
- ・ 導入時期 : 平成2年10月1日（条例の施行と同日）
- ・ 特 徴 : 事業者が自主的に個人情報の取扱いの概要等を県に登録し、県がその内容を公表する制度。登録手続は無料、登録の有効期間に定めがない。  
平成25年11月1日現在の登録数は、6,791事業者。

### (3) 答申の概要

- ・ 現行の個人情報取扱業務登録制度は、個人情報保護法の施行、事業分野ごとに個人情報の適正な取扱いを示したガイドラインの整備などにより当初の目的を達成した。
- ・ また、プライバシーマーク制度と同様の更新審査制の第三者認証制度であるとの誤解を県民に与えるおそれがあるため、このまま維持すべきではない。
- ・ 事業者支援を推進するための手法としては、登録制度よりも、むしろ情報提供、相談、研修などの充実によるべきである。

### (4) 今後の取組み

- ・ 答申の内容を受け、個人情報取扱業務登録制度は廃止する。
- ・ 個人情報の適正な取扱いを推進するため、支援を必要としている事業者に対する情報提供、相談、研修などの充実とともに、県民への情報提供、普及啓発等も充実を図る。

(2) 条例第8条の規定に基づく本人外収集及び同条例第9条の規定に基づく目的外提供並びに本人通知の省略

学 支 第 7 号  
平成 25 年 5 月 10 日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会  
会長 藤 原 静 雄 様

神奈川県教育委員会  
委員長 具志堅 幸司

教育委員会における個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例第8条の規定に基づく本人外収集及び本人通知の省略並びに同条例第9条の規定に基づく目的外提供及び本人通知の省略について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号及び同条例第9条第1項第5号の規定に基づき、別添事案に係る本人外収集及び目的外提供並びに本人通知の省略について、御審議いただきたいので、諮問いたします。

※第17回審議会（平成25年7月11日）において、教育委員会から諮問の取下げについて報告し、了承されました。

(3) 条例第 10 条の規定に基づくオンライン結合による提供の制限

平成 25 年 7 月 3 日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 藤 原 静 雄 様

神奈川県議会議長 古 沢 時 衛

議会における個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例  
第 10 条の規定に基づくオンライン結合による提供について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、別添  
事案に係るオンライン結合による保有個人情報の提供について御審議していただきたく  
諮問します。

## (第4号様式)

## 条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件

	区分	個別	※案件番号	10
所管室課所名	議会局議事調査部政策調査課			
主管室課名	議会局議事調査部政策調査課			
事務の名称	県政調査計画書等の県ホームページへの掲載による公表事務			
事務の目的	県政調査計画書等を県ホームページで公表することにより、議会活動の透明性を確保し、より開かれた議会の実現を図る。			
オンライン結合の内容	県民等のインターネット利用者に対し、県政調査計画書等を県ホームページに掲載することにより情報提供を図る。			
対象となる個人の類型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査先で対応者から聴取等した内容に含まれる著名人等で、県政調査報告書に掲載する必要のある個人</li> <li>・調査先が提供する資料に掲載された著名人等で、県政調査報告書に掲載する必要のある個人</li> </ul>			
提供する個人情報項目名	上記著名人等の氏名・職業・地位・顔写真等県政調査報告書等に記載する必要のある個人情報（ただし、個人の権利利益を侵害するおそれがあると判断される場合を除く。）			
提供の相手先	インターネット利用者			

神 奈 川 県 議 会 議 長

古 沢 時 衛 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 藤原 静雄

議会におけるオンライン結合による保有個人情報の提供に関する  
意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、平成 25 年 7 月 3 日付けで  
諮問のありました「県政調査計画書等の県ホームページへの掲載による公表事務」に係  
るオンライン結合による保有個人情報の提供については、審議の結果、諮問の内容を適  
当なものと認めましたので答申します。

(4) 条例第9条の規定に基づく目的外利用

情 公 第 6 号  
平成25年9月18日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会  
会長 藤 原 静 雄 様

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

知事における個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例  
第9条の規定に基づく目的外利用について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づき、別添  
事案に係る目的外利用について、御審議いただきたいので、諮問いたします。



答 申 第 22 号  
平成 25 年 9 月 26 日

神奈川県知事

黒 岩 祐 治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 藤原 静雄

知事における個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づき、平成25年9月18日付け情公第6号をもって諮問のありました「潜在保育士復帰促進事業に係る再就職意向調査等事務」における保有個人情報の目的外利用については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

(5) 条例第8条の規定に基づく本人外収集及び同条例第9条の規定に基づく目的外利用

情 公 第 14 号

平成 26 年 3 月 19 日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 藤 原 静 雄 様

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

知事における個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例  
第8条の規定に基づく本人外収集及び同条例第9条の規定に基づく  
目的外利用について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号及び同条例第9条  
第1項第5号の規定に基づき、別添事案に係る本人外収集及び目的外利用について、御  
審議いただきたいので諮問いたします。

## (第2号様式)

## 条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件

		区 分	個別	※ 案件番号	6 8
所 管 課 所 名	地域福祉課				
主 管 課 名	地域福祉課				
事 務 の 名 称	消費税率引き上げに際し支給される給付金支給事務				
事務の根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律</li> <li>○ 「児童福祉施設入所等児童等に係る臨時福祉給付金（簡素な給付措置）及び子育て世帯臨時特例給付金関係事務処理について」（平成26年2月14日付け事務連絡（以下「平成26年2月通知」という。））</li> </ul>				
事務の目的	消費税引き上げに際し支給される給付金が、市区町村（以下、「市町村」という。）において、適正に支給されるようにする。				
対象となる個人の類型	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設入所等児童等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている児童等</li> <li>・ 指定医療機関、乳児院等に入所等している児童等</li> <li>・ 婦人保護施設に入所している児童等</li> <li>・ 児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等</li> </ul> </li> </ul>				
本人以外から収集する個人情報項目名	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設入所等児童等 平成26年2月通知の別紙様式3、別紙様式4に記載される項目（措置等自治体、施設所在地、住民票所在地、氏名、性別、生年月日、入所等年月日、支給停止処理結果等、加算措置の申請、加算の可否、徴収金階層区分等、退所等年月日等）</li> </ul>				
本人以外から収集する場合の収集先	住民票所在市町村又は施設所在市町村				
理由（本人以外から収集する必要性等）					
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費税率引き上げに際し支給される給付金支給事務という非常に公益性の高い事務のために、厚生労働省が示した平成26年2月通知に基づき全国統一の手続きとして行われるものであり、本県のみ別の手続きで行うことは適当ではなく、当該通知に基づき事務を行う必要がある。</li> <li>○ 施設入所等児童等が家族からの虐待といった理由等により入所等していることを踏まえ、当該施設入所等児童等の所在が保護者に知られることがないよう、「施設所在市町村」と「住民票所在市町村」との間で直接情報のやりとりをせず、「措置等自治体（県）」を経由して情報のやりとりを行う平成26年2月通知に基づく仕組みが適切であり、このためには「措置等自治体（県）」の臨時給付金担当課である地域福祉課で、これら施設入所等児童等に関する個人情報を本人外収集する必要がある。</li> </ul>					
条例第8条第5項の規定による本人通知					
<input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない（審議会意見類型3に該当） （しない理由） <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本件本人外収集と目的外利用は当該支給事務における一連の手続きの中で行われるものであり、本県における障害児福祉手当の受給者は約4,200人、特別障害者手当の受給者は約5,000人、経過的福祉手当の受給者は約420人おり、これに施設入所等児童等約600人を加えたと通知の対象者は延べ10,000人を超え、通知を要する者が大量である。</li> <li>○ 本件本人外収集と目的外利用は、消費税率引き上げに際し支給される給付金支給事務という非常に公益性の高い事務に関して、厚生労働省が示した平成25年12月通知及び平成26年2月通知に基づき全国統一の手続きとして行われるものであり、本人の権利利益を侵害するような個人情報の取扱いではなく、本人から目的外利用や本人外収集をやめるよう言われたとしても、適切な支給のための資格審査に影響を及ぼすことから本人に選択の余地はない。</li> </ul>					

## (第3号様式)

## 条例第9条第1項第5号の規定に係る目的外利用・提供該当案件

	区分	個別	※案件番号	41
所 管 課 所 名	各保健福祉事務所、児童相談所、女性相談所			
主 管 課 名	各保健福祉事務所、児童相談所、女性相談所			
事 務 の 名 称	消費税率引き上げに際し支給される給付金支給事務			
事 務 の 根 拠 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律</li> <li>○ 「臨時福祉給付金支給の準備作業における関係リストの作成及び情報提供について」（平成25年12月16日付け事務連絡（以下「平成25年12月通知」という。））</li> <li>○ 「児童福祉施設入所等児童等に係る臨時福祉給付金（簡素な給付措置）及び子育て世帯臨時特例給付金関係事務処理について」（平成26年2月14日付け事務連絡（以下「平成26年2月通知」という。））</li> </ul>			
事 務 の 目 的	消費税率引き上げに際し支給される給付金が、市町村において、適正に支給されるようにする。			
対象となる個人の類型	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過福祉手当の受給者</li> <li>○ 施設入所等児童等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている児童等</li> <li>・ 指定医療機関、乳児院等に入所等している児童等</li> <li>・ 婦人保護施設に入所している児童等</li> <li>・ 児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等</li> </ul> </li> </ul>			
目的外に利用・提供する保有個人情報の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過福祉手当の受給者 平成25年12月通知の別紙に記載される項目 (氏名、生年月日、性別、住所等)</li> <li>○ 施設入所等児童等 平成26年2月通知の別紙様式3、別紙様式4に記載される項目 (措置等自治体、施設所在地、住民票所在地、氏名、性別、生年月日、入所等年月日、支給停止処理結果等、加算措置の申請、加算の可否、徴収金階層区分等、退所等年月日等)</li> </ul>			
利用・提供の相手方	地域福祉課			
利用・提供の理由（利用する必要性、本人から提供を受けることが困難な理由等） <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費税率引き上げに際し支給される給付金支給事務という非常に公益性の高い事務のために、厚生労働省が示した平成25年12月通知及び平成26年2月通知に基づき全国統一の手続きとして行われるものであり、本県のみ別の手続きで行うことは適当ではなく、当該通知に基づき事務を行う必要がある。</li> <li>○ 各市町村は上記個人情報を保有していないことから、本件給付金が適正に支給されるためには、各市町村はこれらの情報を保有している県から情報の提供を受ける必要があり、また、当該個人情報を保有している各保健福祉事務所や児童相談所・女性相談所が、直接各市町村に個別に個人情報を提供するよりも、本県の臨時福祉給付金担当課である地域福祉課がとりまとめ（目的外利用し）て、各市町村に提供した方が、各市町村における事務が煩雑にならず合理的である。</li> </ul>				

条例第9条第2項の規定による本人通知

する    しない（審議会意見類型3に該当）

（しない理由）

- 本件本人外収集と目的外利用は当該支給事務における一連の手続きの中で行われるものであり、本県における障害児福祉手当の受給者は約4,200人、特別障害者手当の受給者は約5,000人、経過的福祉手当の受給者は約420人おり、これに施設入所等児童等約600人を加えると通知の対象者は延べ10,000人を超え、通知を要する者が大量である。
- 本件本人外収集と目的外利用は、消費税率引き上げに際し行われる給付金支給事務という非常に公益性の高い事務に関して、厚生労働省が示した平成25年12月通知及び平成26年2月通知に基づき全国統一の手続きとして行われるものであり、本人の権利利益を侵害するような個人情報の取扱いではなく、本人から目的外利用や本人外収集をやめるよう言われたとしても、適切な支給のための資格審査に影響を及ぼすことから本人に選択の余地はない。

答 申 第 25 号

平成 26 年 3 月 27 日

神 奈 川 県 知 事

黒 岩 祐 治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 藤原 静雄

知事における個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第 8 条第 3 項第 7 号及び同条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、平成 26 年 3 月 19 日付け情公第 14 号で諮問のありました「消費税率引き上げに際し支給される給付金支給事務」に係る個人情報の本人外収集及び保有個人情報の目的外利用については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

(6) 住民基本台帳法第30条の9の規定に基づく本人確認情報の保護に関する事項

市 町 第 11 号  
平成 25 年 9 月 4 日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会会長  
藤 原 静 雄 様

神 奈 川 県 知 事  
黒 岩 祐 治

住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について（諮問）

このことについて、住民基本台帳法第30条の9第2項の規定に基づき、住民基本台帳法施行条例に規定する事務について、別添のとおり御審議していただきたく諮問します。

答 申 第 2 3 号  
平成 25 年 9 月 26 日

神奈川県知事  
黒 岩 祐 治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 藤 原 静 雄

住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加に関する  
意見について（答申）

住民基本台帳法第30条の9第2項の規定に基づき、平成25年9月4日付け市町第11号をもって諮問のありました標記のことについては、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。